

## 第74回 定時株主総会 招集ご通知

### 日時

2020年11月20日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）

### 場所

大阪府中央区本町橋2番8号  
大阪商工会議所 4階 会議室

### 決議事項

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 第74期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件    |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件    |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件  |

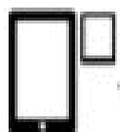
### 目次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41
インターネットによる議決権行使のご案内	49

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、本株主総会につきまして、株主様の健康状態に関わらず、当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。

行使期限：2020年11月19日（木曜日）午後5時00分

### 招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/8127/>

(証券コード 8127)  
2020年10月28日

株 主 各 位

(本店所在地)  
大阪市中央区博労町二丁目3番9号  
(本社事務所)  
東大阪市森河内西一丁目3番1号  
**ヤマト インターナショナル株式会社**  
取締役社長 盤 若 智 基

## 第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2020年11月19日（木曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

49ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに着信するようご送信ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月20日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号  
大阪商工会議所 4階 会議室

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
--

### 3. 会議の目的事項

- I. 報告事項
1. 第74期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第74期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件
- II. 決議事項
- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 第74期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件    |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件    |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件  |

### 4. 議決権行使に関する事項

- (1) 株主総会に出席されない株主様は書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。
- (2) 書面による議決権の行使の際に、議案に対する賛否の記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、2020年11月19日(木曜日)までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を書面により当社にご通知ください。
- (4) インターネットで、重複して議決権が行使されたときは、最後に行使されたものを有効といたします。
- (5) 書面とインターネットで、重複して議決権が行使されたときは、インターネットによる行使を有効といたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

(当社ウェブサイト <http://www.yamatointr.co.jp/>)

## \*新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

### 株主様へのお願い

- 本株主総会につきましては、株主様の健康状態に関わらず、当日のご来場を見合わせ、書面またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ご出席されない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年11月19日（木曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

### ご来場される株主様へのお願い

- 受付前にて、非接触型体温計で体温チェックをさせていただきます。体温が37.0度以上の方や、咳、息苦しさ等の症状があり、体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りすることがございます。予めご了承ください。
- 開会後も体調がすぐれないようにお見受けされる株主様につきましても、運営スタッフがお声掛けすることや、ご退出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。
- ご来場される株主様におかれましては、消毒液での手指消毒とマスクの着用をお願いいたします。
- 会場内の座席は従来よりも空間を空けた配置としております。満席となりました場合、入場をお断りする場合がございます。予めご了承ください。
- 接触時間短縮による感染リスク軽減のため、例年より円滑かつ効率的に議事を行います。予めご了承ください。

### 当社の対応

- 本株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 受付のほか、会場内各所に消毒液を設置いたします。
- 今後の状況により、対応を変更する場合、順次、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト : <http://www.yamatointr.co.jp/>

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第74期剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当額の決定につきましては、安定配当を重点施策のひとつとして認識しております。基本的には、収益に対して配当を行うべきものと考えておりますが、業界における環境の変化や企業間競争の激化に耐え得る企業体質の強化並びに将来の事業展開等を勘案して決定する方針を採っております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. その他の剰余金の処分に関する事項

繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、剰余金の配当など株主還元策が実施できる状態を確保するため、配当平均積立金及び別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

##### (1) 減少する剰余金の項目とその額

配当平均積立金	500,000,000円
別途積立金	2,000,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,500,000,000円
---------	----------------

#### 2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、昨今の厳しい経済環境並びに当期の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当	6円
総額	123,284,898円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年11月24日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容については、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申に基づき、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況(2020年度)
1	はん にか とも き 盤 若 智 基	再任	代表取締役社長	18回/18回 100%
2	おく なか しん いち 奥 中 信 一	再任	取締役 常務執行役員 生産管理部長	18回/18回 100%
3	うめ かわ みのる 梅 川 実	再任	取締役 常務執行役員 事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼ブランドディレクター	18回/18回 100%
4	いわ た よし こ 岩 田 宜 子	再任 独立 社外	社外取締役	18回/18回 100%
5	なか の まさ とし 中 野 雅 敏	新任	常務執行役員 経理部長兼人財開発室担当兼総務人事部担当	一回/一回
6	きた むら さだ ひろ 北 村 禎 宏	新任 独立 社外		一回/一回

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">再任</div> <p>はん じゃ とも き 盤 若 智 基 (1972年1月13日生)</p>	<p>1995年4月 伊藤忠商事株式会社入社  1999年4月 同社退社  1999年5月 当社入社  2000年12月 当社営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当）  2001年2月 当社取締役営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当）  2001年12月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー  2002年2月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー兼システム部担当  2002年12月 当社取締役生産管理部長兼システム部担当  2003年1月 当社常務取締役営業副本部長兼生産管理部担当兼システム部担当  2003年12月 当社常務取締役第二営業本部長兼生産管理部担当兼システム部担当  2004年12月 当社代表取締役社長（現任）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">取締役候補者とした理由</div> <p>経営者としての豊富な経験と国際性豊かな幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し当社の代表取締役に相応しい能力を有しているため。</p>	596,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;">再任</div> <p style="text-align: center;">おく    なか    しん    いち 奥    中    信    一 (1961年11月21日生)</p>	<p>1984年3月 当社入社</p> <p>2004年12月 当社エーグル事業部長</p> <p>2007年12月 当社クロコダイ事業部長</p> <p>2008年2月 当社取締役営業副本部長兼クロコダイ事業部長</p> <p>2009年12月 当社取締役営業本部長兼エーグル事業部長</p> <p>2011年3月 当社取締役営業本部長</p> <p>2011年11月 当社取締役営業本部長兼生産管理部担当</p> <p>2012年11月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼生産管理部担当</p> <p>2013年9月 当社取締役常務執行役員小売事業本部長兼マーケティングコミュニケーション部長兼生産管理部担当</p> <p>2014年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼生産管理部担当</p> <p>2018年6月 当社取締役常務執行役員 社長付兼生産管理部担当</p> <p>2018年11月 当社取締役常務執行役員生産管理部担当</p> <p>2019年9月 当社取締役常務執行役員生産管理部長（現任）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <hr/> <p>事業部長、事業統括本部長を歴任し、豊富な業務経験と知識を有し、当社の取締役に対応しい能力を有しているため。</p>	35,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> うめかわ みのる 梅川 実 (1970年9月14日生)	1993年3月 当社入社 2011年9月 当社クロコダイルレディス事業部長 2012年9月 当社クロコダイル商品企画部長 2014年9月 当社執行役員クロコダイル部長 2016年8月 当社執行役員クロコダイル事業部門長 2017年9月 当社常務執行役員事業統括副本部長兼クロコダイル事業部門長 2018年6月 当社常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長 2018年11月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼クロコダイル事業部門商品企画部長 2019年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長 2020年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長兼ブランドディレクター（現任）  取締役候補者とした理由  事業部長、事業統括本部長を歴任し、営業及び企画生産における豊富な業務経験と知識を有することから、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。	6,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> </div> いわ 岩 た 田 よし 子 (1956年7月15日生)	1979年4月 アメリカ銀行東京支店入行 1989年5月 同行退行 1989年6月 ビザ・インターナショナル入社 1991年10月 同社退社 1992年1月 デュー・ロジャーソン・ジャパン入社 1994年10月 同社退社 1994年11月 テクニメトリックス (現トムソン・フィナンシャル) 入社 2001年1月 同社退社 2001年2月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社入社 2001年5月 同社代表取締役 (現任) 2014年11月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役  <div style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由</div> 長らくIR・資本市場関係に関与し、その知見を備えるばかりでなく、豊富な国際経験と経営者としての経験と見識をもって、当社の企業価値向上に貢献していただくため。	一株
5	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> </div> なか の まさ とし 中 野 雅 敏 (1959年2月16日生)	1982年4月 当社入社 2008年2月 当社総務部長 2014年9月 当社経理副部長 2016年8月 当社執行役員経理部長 2016年11月 当社執行役員経理部長兼総務部担当 2019年9月 当社執行役員経理部長兼総務人事部担当 2019年11月 当社常務執行役員経理部長兼総務人事部担当 2020年9月 当社常務執行役員経理部長兼人財開発室担当兼総務人事部担当 (現任)  <div style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</div> 総務部長、経理部長を歴任し、営業、総務、経理財務及び株式関連分野における豊富な実務経験と幅広い見識を有することから、当社の取締役に相応しいと判断したため。	13,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">独立</div>  <small>きたむら</small> <small>さだひろ</small> 北村 禎宏 (1961年3月19日生)	1984年4月 株式会社ワールド入社 1999年4月 同社総合企画部部長 2003年12月 同社マーケティング統括部CRM部部長 2005年4月 同社退社 2005年6月 神戸ビジネスコンサルティング有限会社設立 同社代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 神戸ビジネスコンサルティング有限会社代表取締役  <div style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由</div> コンサルティング業務における豊富な経験と顧客系の情報分析(CRM) ロジック(LTV、RFM) 及びダイレクトマーケティングに関する知見を備えるばかりでなく、経営者としての経験と見識をもって、当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に貢献していただくため。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田宜子氏及び北村禎宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩田宜子氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 北村禎宏氏が代表を務める神戸ビジネスコンサルティング有限会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 当社は、岩田宜子氏及び北村禎宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。岩田宜子氏の再任及び北村禎宏氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
6. 当社は、岩田宜子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、岩田宜子氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、北村禎宏氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 田口芳樹氏は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。また、監査役 樋口敏昭氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> ふな 船 はら 原 じゅん 淳 いち 一 (1957年5月9日生)	1981年4月 当社入社 2002年12月 当社人事部長 2008年2月 当社取締役人事部長 2010年2月 当社取締役人事部長兼システム部担当 2012年11月 当社常務執行役員人事部長兼システム部担当 2014年3月 当社常務執行役員システム部長兼人事部担当 2014年11月 当社取締役常務執行役員システム部長兼人事部担当 2019年9月 当社取締役常務執行役員システム部長兼人財開発室担当 2020年9月 当社取締役常務執行役員社長付（現任）	20,900株
		監査役候補者とした理由	
		人事部長、システム部長を歴任し、人事労務及びシステム分野において豊富な実務経験と幅広い見識を有することから、当社の監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> </div> <small>ほそ かわ りょう ぞう</small> <small>細 川 良 造</small> (1978年5月22日生)	<p>2007年12月 弁護士登録            2008年1月 久保井総合法律事務所入所            2019年3月 同事務所退所            2019年4月 細川総合法律事務所入所（現在）            （重要な兼職の状況）            細川総合法律事務所弁護士</p> <hr/> <p style="text-align: center;">社外監査役候補者とした理由</p> <hr/> <p>弁護士として企業法務に精通し、会社法、労務法、不動産に係る問題やM&amp;Aにおける法務デューデリジェンス、企業不祥事等への対応に携わってきた豊富な経験と見識をもって、当社の社外監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断したため。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 細川良造氏は社外監査役候補者であります。
3. 細川良造氏が所属する細川総合法律事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は、細川良造氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。細川良造氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
5. 細川良造氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年11月22日開催の第73回定時株主総会において、選任いただきました補欠監査役 片桐正雄氏の選任の効力は本総会開始の時をもって、失効いたします。つきましては法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">社 外</div> かたぎりまさお 片桐正雄 (1950年1月29日生)	1974年4月 日本生命保険相互会社入社 1995年3月 同社融資業務部財務業務グループ担当課長 1999年3月 同社東日本財務部次長 2001年3月 同社北海道総合法人部次長 2002年3月 同社財務検査室長 2005年6月 丸三証券株式会社社外監査役 2007年3月 日本生命保険相互会社退社 2012年6月 丸三証券株式会社社外監査役退任 2018年9月 菓樹株式会社監査役（現任）	一株
	補欠の社外監査役候補者とした理由	
	金融、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を持ち、当社の社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 片桐正雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 片桐正雄氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものとして判断しております。
4. 片桐正雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
5. 片桐正雄氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景にこれまで緩やかな回復傾向が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により経済活動が大きく停滞し景況感が急速に悪化する等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、当アパレル・ファッション業界におきましては、消費増税による根強い節約志向に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う商業施設の臨時休業や人々の外出自粛等による影響も大きく、極めて厳しい状況が続きました。

このような経営環境の中、当社グループは、現コロナ禍を切り抜け継続的に利益を残せる企業へ向けた構造改革に着手する中で「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、3年後のあるべき姿を目指し、中期ビジョン「Yamato2023」を始動しております。大きな転換期を迎えた人々のライフスタイルや価値観が様変わりする中で、いつの時代でもお客様に求められ続ける真のブランド創りを目指してまいります。

基幹事業である「クロコダイル」は、販売開始から半世紀以上が経ち、現在のGMSにおける自主管理売場の展開開始から20年の経過を機に「クロコダイルTrad2020」を掲げました。改めて原点である「顧客起点」に立ち返り、ミッションに基づいた「もの創り」「人創り」を実践するべく、既顧客の満足度向上と再活性に繋がる価値創造に注力するとともに、これからの潜在顧客が興味を持ち共感できる価値を創造し、商品・店・コミュニケーション等すべてにおいて一貫性を保ち提供することで更なるブランドの認知・認識を深め、事業の持続的な成長を目指してまいります。

新規事業では、“アクティブ・トランスファー・ウェア”をテーマとした「CITERA (シテラ)」と米国発アウトドアファッションブランド「Penfield (ペンフィールド)」を展開しております。ブランドの顔となる商品開発に注力するとともに、新しいファンクションやサービスへの投資を積極的に行

い、WEBマーケティングやPop-upストアの展開を筆頭に、当社が直接運営する事業に加え、国内外のライセンス展開も目指してまいります。また、日本国内における商標権を取得したハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」は、従来のライセンスパートナーによる専門店向け卸に加え、新たなパートナーと共に立ち上げたトップライン「Lightning Bolt Black Label（ライトニングボルトブラックレーベル）」によるブランド認知度と価値向上に注力し、ライセンス事業の拡大を目指してまいります。

一方、当社グループの物流業務を請負う子会社ヤマト ファッションサービス株式会社では、在庫管理や入出荷業務の精度向上に努めるとともに、新たに導入した自動ソーターが本格稼働し始める等、積極的な投資を行うことで更なる業務の生産性向上を図っております。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、新型コロナウイルス感染症による影響を大きく受け、売上高が142億5千2百万円（前年同期比15.3%減）と減収になりました。利益面では、売上総利益率は42.1%（前年同期比3.3ポイント減）となり、販売費及び一般管理費は69億2千9百万円（前年同期比1.8%減）、営業損失は9億2千3百万円（前年同期は営業利益5億8千2百万円）、経常損失は7億6千万円（前年同期は経常利益6億6千9百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は、12億9千5百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益5億2千9百万円）となりました。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業139億4千6百万円（前年同期比15.5%減）、不動産賃貸事業3億6百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

なお、事業報告に記載されている金額は、消費税等を含んでおりません。

## セグメント別売上高(アイテム別)

区 分		第 73 期		第 74 期		増減率
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
織 維 製 品 製 造 販 売 業		百万円	%	百万円	%	%
	カットソーニット	4,793	28.5	4,017	28.2	△16.2
	布 帛 シ ャ ツ	2,973	17.7	2,428	17.1	△18.3
	横 編 セ ー タ ー	1,903	11.3	1,829	12.8	△3.9
	ア ウ タ ー	4,520	26.8	3,785	26.6	△16.2
	ポ ト ム	1,375	8.2	1,141	8.0	△17.0
	小 物 ・ そ の 他	939	5.6	743	5.2	△20.8
計	16,505	98.1	13,946	97.9	△15.5	
不動産賃貸事業		312	1.9	306	2.1	△2.1
合 計		16,818	100.0	14,252	100.0	△15.3

## セグメント別売上高(顧客別)

区 分		第 73 期		第 74 期		増減率
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
織 維 製 品 製 造 販 売 業		百万円	%	百万円	%	%
	メ ン ズ	9,289	55.2	7,769	54.5	△16.4
	レ デ ィ ス	7,071	42.0	6,052	42.5	△14.4
	そ の 他	144	0.9	124	0.9	△14.2
計	16,505	98.1	13,946	97.9	△15.5	
不動産賃貸事業		312	1.9	306	2.1	△2.1
合 計		16,818	100.0	14,252	100.0	△15.3

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、2億7千万円であり、主なものは次のとおりであります。

### 繊維製品製造販売業

物流自動ソーター導入 1億7千3百万円

なお、設備投資資金は自己資金で賄っております。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第71期 2017年8月期	第72期 2018年8月期	第73期 2019年8月期	第74期 (当連結会計年度) 2020年8月期
売 上 高 (百万円)	18,704	16,540	16,818	14,252
経常利益又は経 常損失 (△) (百万円)	817	754	669	△760
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (百万円)	207	474	529	△1,295
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	9.91	22.92	25.77	△63.05
総 資 産 (百万円)	23,769	23,387	23,394	20,917
純 資 産 (百万円)	17,530	17,600	17,349	15,799
1株当たり純資産額 (円)	840.63	856.54	844.34	768.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第73期の期首から適用しており、第72期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
4. 第74期における経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失は、主として新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上高の減少によるものであります。

### (4) 対処すべき課題

来期の展望としましては、消費増税による衣料品に対する根強い節約志向に加え、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不透明である中で、国内外の経済活動の停滞による個人消費の落ち込みも懸念され、当社を取り巻く環境の先行き不透明感は継続するものと思われまます。

このような状況の中、当社グループは、原点である顧客起点に立ち返り「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、3年後のあるべき姿を目指し、中期ビジョン「Yamato2023」を始動しております。大きな転換期を迎えた人々のライフスタイルや価値観が様変わりする中、いつの時代でもお客様に求められ続ける真のブランド創りを目指してまいります。

また、現コロナ禍を切り抜け、将来にわたり継続的に利益を残せる企業へ向けた構造改革に着手しながら、①収益率を高める分野（GMS）②売上を徹底的に伸ばす分野（EC/CITERA）③将来の成長基盤を確立する分野（直営）、それぞれの戦略を確実に実行することで事業構造の転換を図り、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容** （2020年8月31日現在）

当社グループは、カジュアルウェア中心のアパレル企業として、カットソーニット、布帛シャツ、横編セーター、アウター、ボトム、その他小物雑貨等の繊維製品製造販売業及び不動産賃貸事業並びにこれらに関連した事業を営んでおります。

**(6) 主要な営業所** （2020年8月31日現在）

- ① ヤマト インターナショナル株式会社
  - 大阪本社 大阪府東大阪市
  - 東京本社 東京都大田区
  - デリポート(ロジスティックセンター) 大阪府東大阪市
- ② ヤマト ファッションサービス株式会社
  - 本社 大阪府東大阪市

(7) 従業員の状況 (2020年8月31日現在)

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
合 計 又 は 平 均	195名 (1,134名)	1名減 (31名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (2020年8月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	350 <sup>百万円</sup>
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	170
株 式 会 社 り そ な 銀 行	158
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	58
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	49

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ヤマト ファッションサービス株式会社	30百万円	100%	物流業務の受託

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年8月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 71,977,447株 |
| ② 発行済株式の総数    | 21,302,936株 |
| ③ 株主数         | 16,246名     |
| ④ 単元株式数       | 100株        |
| ⑤ 大株主 (上位10名) |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セネシオ有限公司	2,600 <sup>千株</sup>	12.65 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,071	5.21
株式会社三菱UFJ銀行	1,021	4.96
盤 若 智 基	596	2.90
日本生命保険相互会社	574	2.79
藤 原 美 和 子	374	1.82
盤 若 真 美	353	1.71
株式会社大林組	330	1.60
株式会社りそな銀行	308	1.49
三井物産株式会社	300	1.46

- (注) 1. 当社は自己株式 (755,453株) を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (755,453株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### ① 取締役及び監査役の状況

(2020年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長(代表取締役)	盤 若 智 基	
取締役常務執行役員	奥 中 信 一	生産管理部長
取締役常務執行役員	船 原 淳 一	システム部長兼人財開発室担当
取締役常務執行役員	梅 川 実	事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長
取締役(社外取締役)	岩 田 宜 子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役
取締役(社外取締役)	山 本 貴 英	PwCコンサルティング合同会社 ストラテジーコンサルティングディレクター
常勤監査役	樋 口 敏 昭	
常勤監査役	市 原 英 之	
監査役(社外監査役)	田 口 芳 樹	野村殖産株式会社代表取締役社長 兼北興化学工業株式会社取締役兼 野村建設工業株式会社監査役
監査役(社外監査役)	和 田 正 宏	税理士法人グローバルマネジメント代表社員

- (注) 1. 監査役 田口芳樹氏は、不動産鑑定士、一級建築士の資格を有しており、不動産に関する専門知識を有しております。
2. 監査役 和田正宏氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の経験、見識を有しております。
3. 当社は、取締役 岩田宜子氏、同 山本貴英氏並びに監査役 田口芳樹氏、同 和田正宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

##### ② 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
岡 本 佳 薫	2019年11月22日	辞 任	常勤監査役

③ 執行役員の状況

当社は、執行役員制度を導入しております。2020年8月31日現在の執行役員は、前記取締役兼務者3名及び次の5名であります。

氏名	会社における地位	担当
中野 雅敏	常務執行役員	経理部長兼総務人事部担当
辻 紀明	執行役員	営業推進室長
長尾 享論	執行役員	マーケティングコミュニケーション部長
川島 祐二	執行役員	IR経営企画室長
増田 道則	執行役員	クロコダイル事業部門副部門長兼クロコダイル事業部門事業戦略室長

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	92,557	84,297	8,260	—	4
社外取締役	12,163	12,163	—	—	2
計	104,721	96,461	8,260	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	20,737	19,689	1,048	—	3
社外監査役	8,693	8,693	—	—	2
計	29,431	28,383	1,048	—	5

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額3億円以内  
(2012年11月22日開催 第66回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額5千万円以内  
(2007年2月23日開催 第60回定時株主総会決議)
3. 監査役(社外監査役を除く)の員数には、2019年11月22日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該監査役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	岩 田 宜 子	ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役	記載すべき特別な関係はありません。
社外取締役	山 本 貴 英	PwCコンサルティング合同会社ストラテジーコンサルティングディレクター	記載すべき特別な関係はありません。
社外監査役	田 口 芳 樹	野村殖産株式会社代表取締役社長兼北興化学工業株式会社取締役兼野村建設工業株式会社監査役	野村殖産株式会社は当社の株主ですが、その保有比率は当社の発行済株式の総数の1%未満と僅少であります。また、当社は同社から不動産賃料収入を得ていますが、その金額は当社の2020年8月期における売上高の1%未満と僅少であります。なお、同期間における同社に対する当社からの支払いはありません。また、北興化学工業株式会社と当社との取引はありません。従いまして、同氏及び両社と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。
社外監査役	和 田 正 宏	税理士法人グローバルマネジメント代表社員	記載すべき特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	岩 田 宜 子	企業経営者としてIR・資本市場関係に関与し、その経験と見識をもって、取締役会において当社の企業価値向上のための的確な助言を行っております。 当事業年度中の取締役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席
社外取締役	山 本 貴 英	コンサルティング業務における豊富な経験と幅広い知見をもって、取締役会において経営体制の更なる強化と当社の企業価値の向上のための的確な助言を行っております。 取締役会18回のうち17回に出席

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	田 口 芳 樹	不動産鑑定士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。 また、監査役会においては、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席 監査役会18回のうち18回に出席
社外監査役	和 田 正 宏	税理士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。 また、監査役会においては、当社の経理システム、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。 当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況 取締役会18回のうち18回に出席 監査役会18回のうち18回に出席

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社は有限責任監査法人トーマツに対して、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等に違反もしくは抵触すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を遂行できることが困難と認められる場合または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### I. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年6月5日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）を定め、それを子会社を含めた全役職員に周知徹底させる。
- (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- (3) 「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (4) 全役職員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を構築し、運用する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき行うものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」及びそれに付帯するマニュアル等に従い対応し、必要に応じて研修等を行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (2) 組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、全社的対応はIR経営企画室が行うものとする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適

宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および分掌規程」、「職制規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- (3) 取締役会により承認された中期経営計画及び年度利益計画に基づき、各部門の具体的な年度目標及び予算を設定し、それに基づく月次、四半期、半期、年間業績の管理を行うものとする。

#### 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに通用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、これを基礎として、グループ各社は定められた諸規程により運営するものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、定期的に内部監査室がモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ全社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には監査役に報告するものとする。

監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (3) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項、業務執行状況及び財務状況等について審議できるよう、子会社からの定期的な報告を義務付ける。
- (4) 内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施し、当社の社長及び監査役等に報告するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、内部監査室所属の社員に事務局として監査業務に必要な事項を命令することができる。  
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。  
報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。
  - (2) 監査役会は、社長、監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役または使用人に周知徹底する。
9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、その費用等が職務の執行について必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。
  - (2) 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認める。

## 10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）」において、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取り組むものとする。

## 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

### ① コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定期的開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

### ② 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社の内部監査室は、各部門に赴き、現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

### ③ 監査役の監査体制

当社の監査役は、監査役会を定時及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議にはすべて出席し、監査の実効性の向上を図っております。さらに会計監査人とも監査結果の報告会等定期的に打合せを行っており、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

## Ⅱ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

一方で、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが想定されます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上を目指し、以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、上記1.の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1937年（昭和12年）にシャツ製造業として盤若商店を創業し、ワイシャツ専門メーカーとしてスタートいたしましたが、その後、事業の飛躍的発展を目指すべく、カジュアルウェアの製造小売業に転化し、現在の地位を確立してまいりました。

そして、2017年6月に迎えた会社設立70周年を経た現在、当社は改めて原点である顧客起点に立ち返り「ものを創り 人を創り お客様と共に心豊かな毎日を創る」という不変のミッションのもと、3年後のあるべき姿を目指し、中期ビジョン「Yamato2023」を始動しております。大きな転換期を迎えた人々のライフスタイルや価値観が様変わりする中で、いつの時代でもお客様に求められ続ける真のブランド創りを目指してまいります。

当社の企業価値の源泉は、①自主管理型の店舗運営、販売体制による利益体質の基盤ができていること。②企画から販売に至るまで一元的な管理が行われ、業務の効率化が図れていること。③既存の販売チャネルに加え、新たな販売チャネルも成長していること（Eコマース）等があります。

これらは、時代の変化とともに、当社の従業員が長年にわたり培ったノウハウにより達成できたものであり、また長年の顧客、取引先等、ステークホルダーとの信頼に基づく強固な関係なくして、当社の企業価値を維持、向上させていくことはできません。

当社には、「クロコダイル」という最大の基幹ブランドがあります。「クロコダイル」は、1963年発売以来、半世紀にわたって愛されている当社のオリジナルブランドであります。GMS（量販店）を中心に当社のノウハウを活かし、確固たる販売体制のもと成長を続けてきましたが、改めて原点である顧客起点に立ち返り、会社のミッションに基づいた「もの創り」「人創り」を実践するべく、既顧客の満足度向上と再活性に繋がる価値創造に注力するとともに、これからの潜在顧客が興味を持ち共感できる価値を創造し、商品・店・コミュニケーション等すべてにおいて一貫性を保ち提供することで更なるブランドの認知・認識を深めてまいります。同時に「店舗効率の向上」「Eコマースの拡大」「ライセンスビジネスの拡大」「新たな業態開発」にも注力し、事業の持続的な成長を目指してまいります。

また、基幹ブランドである「クロコダイル」とともに、新規事業における「CITERA（シテラ）」「Penfield（ペンフィールド）」、そして「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」へも投資を行い、ブランド認知度向上と価値向上に注力し事業の拡大を図ってまいります。また、コスト削減と会社運営全体の効率化を図り、会社の更なる成長を目指してまいります。

当社は、株主還元と成長投資のバランスを重視し、業績と連動した高配当かつ安定配当の実施に努め、より一層の株主価値・企業価値の向上を目指してまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が、大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めています。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該必要情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じて代替案の立案を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要かつ相当な範囲内で、会社法その他法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、2021年11月開催予定の当社第75回定時株主総会の終結の時までとなっております。ただし、有効期間中であっても、株主総会または、取締役会の決議により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yamatointr.co.jp/>）に掲載しております。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての概要

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上

の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者の判断を重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(5) 株主意思を反映するものであること

本プランは、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続されたものであり、その継続について、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式

を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表 (2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,095,343</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,010,345</b>
現金及び預金	4,334,347	支払手形及び買掛金	479,729
受取手形及び売掛金	1,249,899	電子記録債務	2,586,612
有価証券	999,998	1年内返済予定の長期借入金	167,372
商品及び製品	2,292,237	リース債務	8,831
仕掛品	92	未払法人税等	1,657
その他	220,571	賞与引当金	78,693
貸倒引当金	△1,804	返品調整引当金	9,000
		ポイント引当金	5,597
		店舗閉鎖損失引当金	21,251
		その他	651,600
<b>固定資産</b>	<b>11,822,346</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,107,783</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>(6,748,248)</b>	長期借入金	618,213
建物及び構築物	1,311,825	リース債務	21,703
機械装置及び運搬具	148,365	繰延税金負債	209,000
土地	5,179,068	その他	258,866
リース資産	26,418		
その他	82,569	<b>負債合計</b>	<b>5,118,128</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>(25,626)</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>(5,048,472)</b>	<b>株主資本</b>	<b>15,399,044</b>
投資有価証券	4,680,119	資本金	4,917,652
差入保証金	66,829	資本剰余金	4,988,692
退職給付に係る資産	201,864	利益剰余金	5,856,433
繰延税金資産	11,952	自己株式	△363,733
その他	115,377	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>400,516</b>
貸倒引当金	△27,671	その他有価証券評価差額金	380,498
		繰延ヘッジ損益	△1,616
		退職給付に係る調整累計額	21,634
		<b>純資産合計</b>	<b>15,799,561</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,917,690</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,917,690</b>

# 連結損益計算書 (2019年9月1日から 2020年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	14,252,386
売上原価	8,250,738
売上総利益	6,001,647
返品調整引当金戻入額	13,000
返品調整引当金繰入額	9,000
差引売上総利益	6,005,647
販売費及び一般管理費	6,929,572
営業損失	923,925
営業外収益	
受取利息及び配当金	66,347
雇用調整助成金	86,083
その他	28,611
営業外費用	
支払利息	6,583
その他	10,879
経常損失	760,345
特別利益	
投資有価証券売却益	60,482
特別損失	
固定資産除却損	4,982
減損損失	175,144
投資有価証券評価損	95,367
店舗閉鎖損失引当金繰入額	21,251
特別退職金	31,670
税金等調整前当期純損失	1,028,279
法人税、住民税及び事業税	36,122
法人税等調整額	231,103
当期純損失	1,295,504
非支配株主に帰属する当期純損失	—
親会社株主に帰属する当期純損失	1,295,504

# 連結株主資本等変動計算書 （2019年9月1日から 2020年8月31日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,917,652	4,988,692	7,501,255	△363,450	17,044,149
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△349,317		△349,317
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,295,504		△1,295,504
自 己 株 式 の 取 得				△282	△282
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,644,821	△282	△1,645,104
当 期 末 残 高	4,917,652	4,988,692	5,856,433	△363,733	15,399,044

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	262,337	△11,396	54,653	305,594	17,349,743
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△349,317
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,295,504
自 己 株 式 の 取 得					△282
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	118,161	9,780	△33,018	94,922	94,922
当 期 変 動 額 合 計	118,161	9,780	△33,018	94,922	△1,550,181
当 期 末 残 高	380,498	△1,616	21,634	400,516	15,799,561

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,827,912</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,974,250</b>
現金及び預金	4,067,436	買掛金	479,729
受取手形	37,093	電子記録債務	2,586,612
売掛金	1,212,805	1年内返済予定の長期借入金	167,372
有価証券	999,998	リース債務	8,831
商品及び製品	2,292,237	未払金	202,652
仕掛品	92	未払消費税等	29,221
その他	220,051	未払費用	254,126
貸倒引当金	△1,804	賞与引当金	76,275
		返品調整引当金	9,000
		ポイント引当金	5,597
		店舗閉鎖損失引当金	21,251
		その他	133,579
<b>固定資産</b>	<b>11,809,136</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,098,914</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>(6,748,106)</b>	長期借入金	618,213
建物	1,302,090	リース債務	21,703
構築物	9,735	長期未払金	11,089
機械及び装置	148,365	長期預り保証金	214,107
車両運搬具	0	繰延税金負債	200,131
工具、器具及び備品	82,427	資産除去債務	33,669
土地	5,179,068		
リース資産	26,418	<b>負債合計</b>	<b>5,073,164</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>(25,626)</b>	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>(5,035,403)</b>	<b>株主資本</b>	<b>15,185,001</b>
投資有価証券	4,680,119	資本金	4,917,652
関係会社株式	30,000	資本剰余金	4,988,692
差入保証金	66,779	資本準備金	1,229,413
前払年金費用	171,361	その他資本剰余金	3,759,279
その他	114,815	<b>利益剰余金</b>	<b>5,642,390</b>
貸倒引当金	△27,671	その他利益剰余金	5,642,390
		配当平均積立金	500,000
		別途積立金	5,700,000
		繰越利益剰余金	△557,609
		<b>自己株式</b>	<b>△363,733</b>
		評価・換算差額等	378,882
		その他有価証券評価差額金	380,498
		繰延ヘッジ損益	△1,616
		<b>純資産合計</b>	<b>15,563,883</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,637,048</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>20,637,048</b>

# 損益計算書

( 2019年9月1日から  
2020年8月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	額
<b>売 上 高</b>		
商品及び製品売上高	13,946,177	
不動産賃貸収入	306,208	14,252,386
<b>売 上 原 価</b>		
商品及び製品売上原価	8,102,945	
不動産賃貸原価	147,793	8,250,738
売上総利益		6,001,647
返品調整引当金戻入額		13,000
返品調整引当金繰入額		9,000
<b>差引売上総利益</b>		<b>6,005,647</b>
販売費及び一般管理費		6,974,808
<b>営業損失</b>		<b>969,161</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	34	
有価証券利息	22,343	
受取配当金	68,268	
雇用調整助成金	85,140	
その他	28,621	204,406
<b>営業外費用</b>		
支払利息	6,583	
その他	10,866	17,450
<b>経常損失</b>		<b>782,204</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	60,482	60,482
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	4,982	
減損損失	175,144	
投資有価証券評価損	95,367	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	21,251	296,745
<b>税引前当期純損失</b>		<b>1,018,468</b>
法人税、住民税及び事業税	21,947	
法人税等調整額	240,395	262,343
<b>当期純損失</b>		<b>1,280,811</b>

# 株主資本等変動計算書 （ 2019年9月1日から 2020年8月31日まで ）

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 合 本 剰 余 金 計
当 期 首 残 高	4,917,652	1,229,413	3,759,279	4,988,692
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	4,917,652	1,229,413	3,759,279	4,988,692

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金			
	配 当 平 均 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	500,000	5,700,000	1,072,518	7,272,518
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△349,317	△349,317
当 期 純 損 失			△1,280,811	△1,280,811
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△1,630,128	△1,630,128
当 期 末 残 高	500,000	5,700,000	△557,609	5,642,390

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△363,450	16,815,413	262,337	△11,396	250,940	17,066,354
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△349,317				△349,317
当 期 純 損 失		△1,280,811				△1,280,811
自 己 株 式 の 取 得	△282	△282				△282
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			118,161	9,780	127,941	127,941
当 期 変 動 額 合 計	△282	△1,630,411	118,161	9,780	127,941	△1,502,470
当 期 末 残 高	△363,733	15,185,001	380,498	△1,616	378,882	15,563,883

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月6日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年10月6日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千崎 育利 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 賢治 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の2019年9月1日から2020年8月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月9日

ヤマト インターナショナル株式会社 監査役会

常勤監査役	樋口敏昭	Ⓜ
常勤監査役	市原英之	Ⓜ
社外監査役	田口芳樹	Ⓜ
社外監査役	和田正宏	Ⓜ

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使いただけます。行使される場合は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年11月19日(木曜日)午後5時00分までであり、同時刻までに入力を終えていただく必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットで議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。インターネットで重複して行使された場合は、最後に行われた行使を有効とさせていただきます。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。  
(ご注意)
- ・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
  - ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
  - ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

メ モ

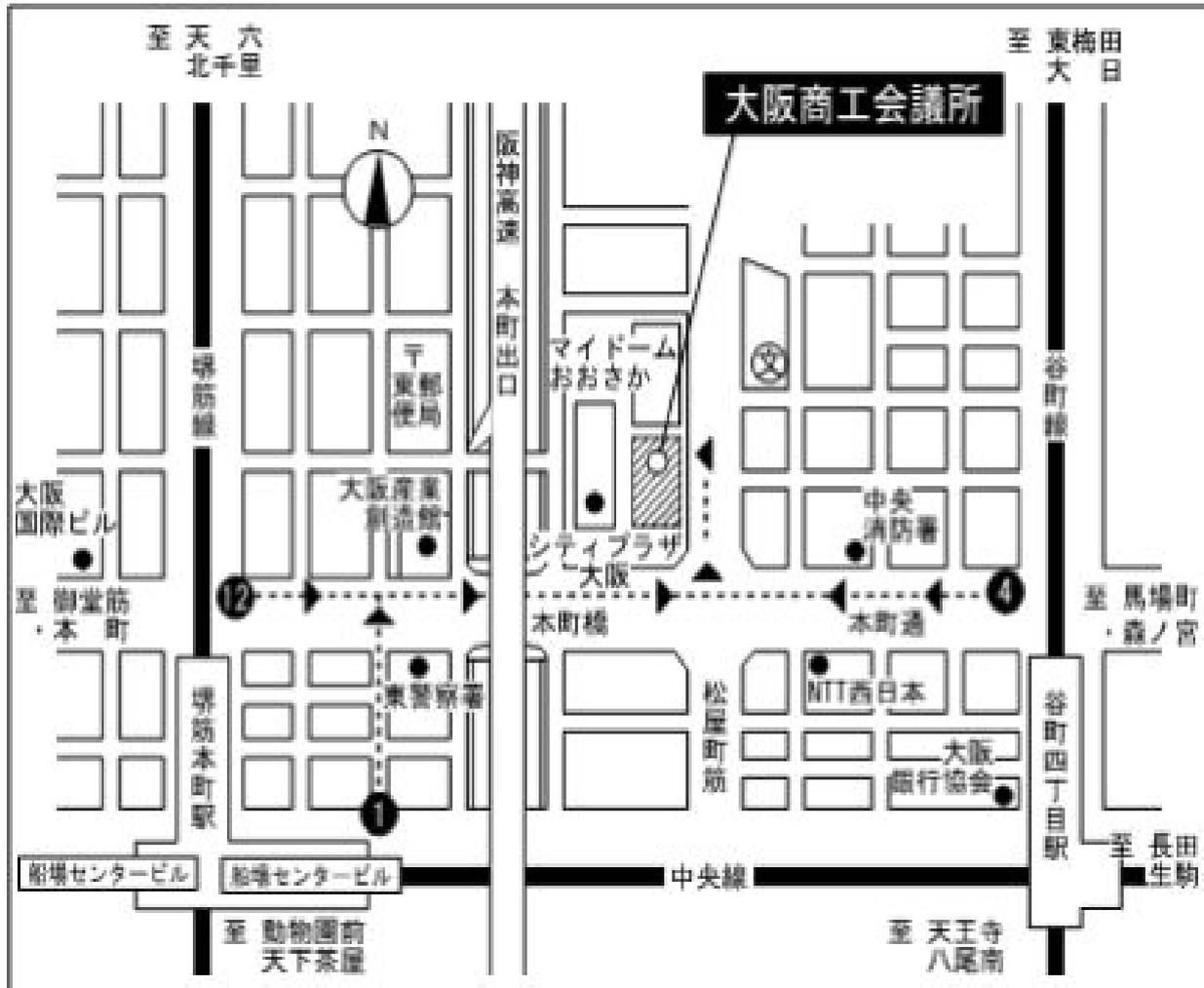
A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図

【会場】 大阪市中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 会議室  
電話 06-6944-6268

## 【交通のご案内】

- \* 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅①②番出口より徒歩約10分
- \* 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅④番出口より徒歩約10分



\* 当社として専用の駐車場をご用意しておりませんので、ご出席の際には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

\* 本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席いただける株主様とご出席の難しい株主様との公平性等を勘案し、ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンでご案内します。  
右図を読み取ってください。

